

世田谷区告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区若林三丁目165番15の内

3 変更の区域

延 長 7.84メートル

幅 員 0.53メートルから0.85メートルまで

面 積 4.86平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分(区域決定)

街区	若林三丁目12番
----	----------

